

滋賀県東北部工業技術センター整備事業に係る事業契約を変更したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則」（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和 8 年 8 月 4 日

滋賀県知事 三日月 大造

変更内容および変更理由

事業契約書第 43 条に規定する物価変動に伴うサービス購入料の改定のため、契約金額を下記のとおり変更した。

契約金額

変更前：4,704,260,000 円（税込）

変更後：4,736,380,000 円（税込）

1 公共施設等の名称および立地

(1) 名称：滋賀県東北部工業技術センター

(2) 立地：滋賀県米原市梅ヶ原 2230 番 2

2 選定事業者の照合または名称

大阪府大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号

清水建設・桑原組特定建設工事共同企業体

代表者 清水建設株式会社 関西支店

常務執行役員支店長 坂 尾 彰 信

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目 3 番 2 号

株式会社類設計室

代表取締役 岩 井 裕 介

滋賀県栗東市手原三丁目 10 番地 8

株式会社近江あおやま

代表取締役社長 青 山 悦 大

東京都千代田区神田神保町一丁目 32 番地

株式会社島津理化

代表取締役 中 井 泉

3 公共施設等の整備等の内容

施設整備業務

ア 事前調査業務

イ 設計業務

ウ 着工前業務

エ 建設期間中業務

オ 完工後業務

4 契約期間

令和 5 年（2023 年）3 月 15 日から令和 8 年（2026 年）7 月 31 日

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(事業者の債務不履行による契約解除)

第46条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本業務の全部または一部の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 事業者において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたときまたは他の第三者(事業者の取締役を含む。)によりこれらの申立てがなされたとき。
 - (3) 構成員が、本事業または本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反(基本協定書第4条第3項各号に規定するものを含む。)をしたとき。
 - (4) 事業者が、この契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、または及ぼす可能性のある法令の違反をしたとき。
 - (5) 構成員が、基本協定書の規定に反したとき。
 - (6) 事業者が、業務報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。
 - (7) 第65条の秘密保持義務または第66条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
 - (8) 事業者が、施工計画書が規定する着工予定日を過ぎても本件工事を開始せず、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。
 - (9) 引渡日までに新設施設が完成せずまたは引渡日までに新設施設が完成しないことが明らかなとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、事業者、事業者の役員等(事業者の構成員の役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または事業者の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)であると認められるとき。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- 3 前二項の規定によりこの契約が解除された場合の新施設設またはその出来形部分の帰属その他解除に伴う発注者からの支払等については、第52条の規定に従う。

(発注者の債務不履行による契約解除)

- 第47条 発注者が、この契約等に従って支払うべきサービス購入料の支払を遅延し、事業者から催告を受けてから60日を経過しても当該支払義務を履行しない場合または重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、事業者が催告しても60日以内に是正しない場合には、事業者は発注者に対する通知によりこの契約を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合の新施設設またはその出来形部分の帰属その他解除に伴う発注者からの支払等については、第52条の規定に従う。

(法令の変更による契約の解除)

- 第48条 第54条第3項の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、発注者による本事業の継続が困難となった場合、またはこの契約の履行のために多大な費用を要する場合には、発注者は、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。
- 2 前項の場合の新施設設またはその出来形部分の帰属その他解除に伴う発注者からの支払等については、第52条の規定に従う。

(不可抗力による契約の解除)

- 第49条 第56条第3項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力による事由が発生した日から90日以内にこの契約の変更等について合意が得られない場合でかつ次の各号の一に該当する事態に陥った場合には、発注者は、同条第2項にかかわらず、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。
- (1) 事業者による本業務の継続が不能または著しく困難なとき。

(2) 事業者が本業務を継続するために、発注者が過分の費用を負担するとき。

- 2 前項の場合の新施設またはその出来形部分の帰属その他解除に伴う発注者からの支払等については、第 52 条の規定に従う。

(発注者の任意による解除)

第 50 条 発注者は、本事業を継続する必要がなくなった場合またはその他発注者が必要と認める場合には、180 日以上前に事業者にもその理由を書面にて通知することにより、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合の新施設またはその出来形部分の帰属その他解除に伴う発注者からの支払等については、第 52 条の規定に従う。

(契約解除)

第 52 条 発注者は、新施設の引渡し前にこの契約が解除された場合で、新施設の出来形部分が存在するときは、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額の買受代金を支払い、その所有権を取得する。

- 2 発注者は、第 1 項の買受代金を一括払いにより支払う。
- 3 発注者は、第 1 項の買受代金を一括払いにより支払う場合には、発注者が検査の結果を事業者へ通知した後、事業者の請求により、速やかに支払う。この契約の解除から発注者の支払までの期間の金利は付さない。

(損害賠償、違約金等)

第 53 条 この契約が第 46 条により解除されたときは、事業者は、発注者の請求により、サービス購入料の金額の 100 分の 10 に相当する金額を速やかに発注者に支払わなければならない。

- 2 前項に定めるこの契約の解除の場合、事業者は、解除により発注者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、事業者が前項の違約金を発注者に支払ったときは、解除により発注者に生じた損害のうち支払い済みの違約金の全額を超える部分を支払えば足りるものとする。
- 3 発注者は、第 10 条による契約保証金を第 1 項の違約金に充当する。
- 4 発注者は、第 1 項の違約金または第 2 項の損害賠償が支払われないときは、前条により発注者が事業者へ支払うべき金額と対当額で相殺できるものとする。
- 5 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 46 条第 1 項第 2 号に該当するものとみなし、前 4 項を適用する。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法

(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

6 第 47 条または第 50 条によりこの契約が解除されたときは、発注者は、解除により事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

7 第 48 条または第 49 条によりこの契約が解除されたときは、発注者は、事業者が本業務を終了するために要する費用があるときは、これを負担する。

(法令の変更)

第 54 条 事業者は、法令の変更により、この契約等に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細および理由を直ちに発注者に対して通知しなければならない。

2 事業者は、履行不能状況が継続する期間中、この契約等に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者は、法令の変更により発注者に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 発注者は、事業者から第 1 項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から 90 日以内にこの契約の変更(供用開始日の変更を含む。)について合意が得られない場合には、発注者は、法令の変更への対応方法(供用開始日の変更を含む。)を事業者に通知し、事業者はこれに従い本業務を継続する。

(法令の変更による費用・損害の扱い)

第 55 条 法令の変更により、事業者に本業務の実施について合理的な増加費用および損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の法令の変更については事業者が負担する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用および損害については、次の各号にかかわらず、事業者がすべて負担する。

(1) 本事業に直接関係する法令(税制度を除く。)の新設および変更。

(2) 消費税および地方消費税の税率の変更(役務、物品の調達にかかる消費税および地方消費税の変更を除く。)および資産保有等に係る税制度の変更または新設。

2 法令の変更により、本業務の実施について事業者の負担する費用が減少した場合、前項の各号のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じてサービス購

入料の減額を行い、それ以外の法令の変更についてはサービス購入料の減額を行わない。

(不可抗力)

第56条 事業者は、不可抗力の発生により、この契約等に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細および理由を直ちに発注者に通知しなければならない。

2 事業者は、履行不能状況が継続する期間中、この契約等に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により発注者に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 発注者は、事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内にこの契約の変更（供用開始日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、発注者は、発注者が合理的と認める不可抗力の対応方法（供用開始日の変更を含む。）を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第57条 この契約締結から新設施設の引渡までの期間において、不可抗力により、事業者が本業務の実施について合理的な増加費用および損害が発生する場合には、事業者が生じた本業務の実施にかかる合理的な増加費用額および損害額が同期間中の累計で、サービス購入料の100分の1に相当する額に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については発注者が負担する。ただし、事業者またはその他の被保険者が不可抗力により別紙3に規定する保険の保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額および損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用および損害については、事業者がすべて負担する。

6 契約金額

変更前：4,704,260,000円（税込）

変更後：4,736,380,000円（税込）

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(事業終了に際しての処置)

第51条 事業者は、新施設の引渡し前にこの契約が解除により終了した場合において、本件土地または新施設内に事業者または事業者から本業務の全部もしくは一部の委託を受けた者が所有または管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき発注者の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、発注者は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、発注者の処置に異議を申し出ることができず、また、発注者が処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、この契約の全部または一部が終了した場合において、直ちに、発注者に対し、当該解除の対象となった業務を運営するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。